

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第11条の2において同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び被服手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び第183条並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において読み替えて準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定により和光市に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対し、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。第11条の2において同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び被服手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び第183条並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第<u>44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定により和光市に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対し、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の100</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>

<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当) 第17条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当) 第17条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員給料表

単位 円

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000

12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700

45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300		
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600		
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900		
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200		
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500		
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800		
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100		
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300		
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600		
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900		
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100		
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300		
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600		
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900		
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100		
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300		

78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					

111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第17条の2 (略)	第17条の2 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> （管理職手当を受ける職員にあつては、 <u>100分の102.5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （管理職手当を受ける職員にあつては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」と、「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」とする。	3 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4~6 (略)	4~6 (略)

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(管理職手当を受取る職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(管理職手当を受取る職員にあつては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

別表第2 (第3条関係)

級別基準職務表

級	職務
(略)	
7級	次長又は副危機管理監の職務
8級	部長、会計管理者、危機管理監、局長又は教育部長の職務

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100.5(管理職手当を受取る職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(管理職手当を受取る職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3~5 (略)

別表第2 (第3条関係)

級別基準職務表

級	職務
(略)	
7級	次長、会計管理者又は副危機管理監の職務
8級	部長、危機管理監、局長又は教育部長の職務

(和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給料表等)		(特定任期付職員の給料表等)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	380,000円	1	376,000円
2	427,000円	2	422,000円
3	477,000円	3	472,000円

4	539,000円	4	533,000円
5	615,000円	5	608,000円

2 (略)  
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)  
第9条 (略)  
2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の125 (管理職手当を受ける職員にあっては、100分の105) 」とあるのは「100分の175」とする。  
3・4 (略)

2 (略)  
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)  
第9条 (略)  
2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の120 (管理職手当を受ける職員にあっては、100分の100) 」とあるのは「100分の165」とする。  
3・4 (略)

第4条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、 <u>100分の102.5</u> ) 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。 3・4 (略)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、 <u>100分の105</u> ) 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 3・4 (略)

(和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 (令和元年条例第23号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(報酬等) 第2条 (略) 2~8 (略) 9 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。 <u>この場合において、パートタイム会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の</u>	(報酬等) 第2条 (略) 2~8 (略) 9 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給し



規定の適用については、同項中「100分の12.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の10.5）」とあるのは「100分の12.0」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

（給料等）

第5条（略）

2・3（略）

4 地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の12.5（管理職手当を受ける職員にあつては、100分の10.5）」とあるのは「100分の12.0」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

5（略）

ない。

（給料等）

第5条（略）

2・3（略）

4 地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

5（略）

第6条 和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（報酬等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の12.2.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の10.2.5</u>）」とあるのは「<u>100分の12.2.5</u>」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。</p> <p>（給料等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の12.2.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の10.2.5</u>）」とあるのは「<u>100分の12.2.5</u>」とする。ただし、</p>	<p>（報酬等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の12.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の10.5</u>）」とあるのは「<u>100分の12.0</u>」とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。</p> <p>（給料等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。この場合において、フルタイム会計年度任用職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の12.5</u>（管理職手当を受ける職員にあつては、<u>100分の10.5</u>）」とあるのは「<u>100分の12.0</u>」とする。ただし、任期が6月</p>

任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるもの  
 には、期末手当は支給しない。

5 (略)

未満の者その他の者で規則で定めるもの  
 には、期末手当は支給しない。

5 (略)

(職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
 条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後									改正前								
附 則									附 則								
1～3 (略)									1～3 (略)								
4 新給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の給料月額 <u>の適用については、施行日から令和14年3月31日までの間、次の表の上欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる給料月額とする。</u>									4 新給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の給料月額 <u>の適用については、施行日から令和13年3月31日までの間、次の表の上欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる給料月額とする。</u>								
職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料 月額	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	給料 月額	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
	3	1	1	0	5	1	3	6		9	2	6	7	9	2	6	9
	—	—	—	—	—	—	—	—		2	0	0	9	4	0	1	4
	7	2	2	6	7	2	0	2		—	—	—	—	—	—	—	—
	0	0	0	0	0	0	0	0		7	2	2	6	7	1	8	9
	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
5 和光市職員の定年に関する条例の一部を改正する <u>条例(令和4年条例第23号)附則第3条第2項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項において「基準日」という。)の前日時点におけるその職務の級が8級であったものの基準日以後の前項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「基準日以後給料月額」という。)が、基準日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなるときは、基準日以後給料月額のほか、基礎給料月額と基準日以後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u>																	

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定並びに第7条中附則第5項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1、第3条の規定による改正後の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条及び第7条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の一部改正条例」という。）附則第4項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の一部改正条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の一部改正条例附則第4項の規定による給与の内払とみなす。

令和 年 月 日提出

和光市長 柴崎 光子

### 提 案 理 由

令和5年人事院勧告に準拠した職員の給料表及び期末手当の支給割合等を改定したいので、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。

